

福島駅前交流・集客拠点施設整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえ、福島駅前に整備を目指す福島駅前交流・集客拠点施設（以下「施設」という。）に関し、施設整備基本計画を策定するため必要な事項を検討することを目的として、福島駅前交流・集客拠点施設整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 施設のコンセプトや導入機能等の施設整備基本構想に関する事項
- (2) 施設の機能や規模、管理運営等の施設整備基本計画に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者及び有識者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員会には委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から施設整備基本計画を策定した日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときには、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策調整部政策調整課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年 1月22日から施行する。